

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	墓地台帳
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 公園緑地課
個人情報ファイルの利用目的	墓地への埋蔵、区画の承継や返還等に係る事務に利用する。
個人情報の記録項目	1：使用者住所、2：使用者氏名、3：電話番号、4：使用者本籍地 5：埋蔵者氏名、6：埋蔵者住所、7：埋蔵者本籍地、8：埋葬者生年月日、9：埋蔵者性別、10：使用者との続柄、12：埋蔵年月日、13：死亡年月日
記録される個人の範囲	墓地の使用許可申請をした者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務課 総務係
	(所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）